

(参考)

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-F1「英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱」 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 EU-F1</p> <p>(作成日：令和2年4月1日) (最終更新日：<u>令和3年2月24日</u>)</p> <p>英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7 補足</u></p> <p><u>英国政府当局から、欧州連合からの英国離脱後についても、欧州連合向け輸出ペットフード等に適用される条件を適用することにより、我が国からのペットフード等の輸入を認めることを確認した。本要綱に基づき認定施設登録簿に登録された施設であって、英国向けにペットフード等を輸出する施設については、局長は、英国 Import of products, animals, food and feed system(IPAFFS)に登録するものとする。</u></p>	<p>別紙 EU-F1</p> <p>(作成日：令和2年4月1日) (最終更新日：<u>令和2年12月21日</u>)</p> <p>英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p>